

第1章 第7期川崎市子どもの権利委員会の答申に当たって

1 川崎市子どもの権利委員会による検証について

「川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）」は、「川崎市子どもの権利に関する条例（以下項目名等を除き「条例」という。）」に基づいて設置され、令和元（2019）年10月には、第7期権利委員会が発足した。

令和元（2019）年12月に、条例第38条第2項の規定に基づき、市長から、「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」を表題とする諮問がなされた。第7期権利委員会においても、第6期までの活動を継承しつつ、今回の諮問について検証等を行った。

権利委員会による検証は、人権、教育、福祉等の子どもの権利に関わる分野において学識経験のある者及び公募の市民で構成されるメンバーが、市長からの諮問を踏まえ、行政・市民とのパートナーシップに基づいて行っている。検証に当たっては、常に川崎市内の子どもと子どもを取り巻くおとなの現状から出発するため、実態・意識調査等の実施と行政や市民との対話をベースに行うことを特に留意してきた。

具体的には、①子どもの現状把握に関する実態・意識調査等のアンケート調査の実施、②関連する行政の事務事業の調査、③子育てや教育等に関わる施策（事業）を担当する行政の所管部署及び子どもとの対話、④条例の検証を行い、それらを踏まえて、子ども施策の進展に向けた提言を行った。こうした検証のプロセスは、市の子ども施策全般が、子どもの最善の利益に基づいて推進されていくために、子どもの思いや考え、子どもを取り巻く課題を行政・市民間で共有しながら解決していくうえで、どれも必要不可欠なものである。

なお、条例は、平成元（1989）年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」の理念に基づいて制定されたものであるが、権利委員会の検証は、国際連合の機関として子どもの生命と健全やかな成長を守るために活動しているユニセフが「子どもにやさしいまち」として定義する「子どもの声やニーズが政策や計画の策定・推進に必要不可欠なものとなっているまち」に、川崎市が合致するための重要な取組であると考えている。

権利委員会の検証や提言が、川崎市の子ども施策について、より子どもの権利に即し、これを保障するものとして、立案・実施されていくうえでの「基軸」になるものと期待している。

2 諮問内容とそれをどう受け止めたか

市長からの諮問は、「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」というものである。その諮問の背景・理由として次のことが示され

ている。条例が平成12（2000）年に策定されて以降、社会経済状況の変化に伴って子どもやその家庭を取り巻く環境は複雑かつ多様化し、その間の児童福祉法改正では子どもの権利条約の趣旨が反映されてきている。そうした中で、条例が子どもを一人の人間として尊重し、子どもとおとなは社会を構成するパートナーと位置づけ、おとなが子どもとしっかり向き合い、寄り添うことを求めている条例の理念をあらためて確認するときだとしている。おりしも、令和3（2021）年は条例施行20周年でもある。

条例が子どもの実生活のなかでどう関わっているのか、子どものために生かされているのか、子どもの目線からの検証とともにおとなは条例の理念を踏まえ子どもとどのように関わるのか、検証を求めている。

なお、諮問を受けた後、周知のように新型コロナウイルス感染症の急拡大と継続の中で、子どもやその家庭が置かれている状況は、大きく変化した。学校での学びの制約、オンライン利用の教育、家庭で過ごす時間の拡大等々の現実は、家庭での保護者等との関わりの変化、子ども同士の関係を結ぶ機会の縮小等につながった。保護者についても、経済的負担の増加や就業環境の変化によって子どもとの関わり方に余裕を持ちにくくもなったように思われる。

諮問で示された条例の持つ意義を子どもの実情の中で確認し、おとな自身の子どもの関わりを条例の理念に沿ったものにしていく機会の確保をいかに図るか、いま諮問が求めた検証の意義は一層重くなっている。本委員会は、条例の理念の子どもやおとなへの浸透の観点だけでなく、条例本文そのものについても現在の状況から再確認（検証）する新たな部会を設け検討することとした。

コロナ禍での検証活動が制約される中、可能な限り実情の把握に努め現状における条例について多様な観点から検証を行った。

3 諮問に対する権利委員会の取組について

権利委員会は、条例の更なる浸透を期し、子どもの置かれた実情を可能な限りの確に把握するよう努め、子どもや子どもに関わる人々の声を受け止めるべく、対話等を通じて検証を行うことに留意してきた。諮問の検証についても、子どもの権利の視点から、権利委員会・市民・行政のパートナーシップに基づいて行っている。

権利委員会の検証は、多くの自治体が入り込んでいるPDCAサイクル（Plan＝企画立案、Do＝実施、Check＝評価、Action＝見直し・改善）という施策の評価システムを踏まえつつ、それをより実効的に進めるものである。この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重視される。子どもは、子どもの権利条約や条例で示されているように、権利の主体であり、当事者である。施策に子どもが参加することが不可欠であることはもとより、その検証においても、子どもの権利がどこまで保障されているのかについて、行政の自己評価のみならず、子どもをはじめとする当事者参加の下でこれがなされることが重要である。こうした検証のプロセス

は、子ども施策を子どもの権利の視点から改善していくためのサイクルに重きを置くものである。

具体的には、3年ごとに実施している「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」（以下「実態・意識調査」という。）において、川崎市の子どもの実態や意識について経年変化の状況を把握している。今期は、令和2（2020）年9月に実施され、これまでの調査結果との比較、今回の諮問との関連、さらにはコロナ禍における意識の変化も検討できるよう質問項目が設定された。この実態・意識調査については、権利委員会からの意見も含め、令和3（2021）年8月に公表された。

この実態・意識調査は、子ども・おとな・市立の施設等の職員を対象とし、無作為抽出法でアンケート調査を行っているが、統計的な調査では把握しづらい実態・意識を補足的に調査するために、令和3（2021）年6月から7月にかけて、児童養護施設等に入所している子ども、子ども会議の子ども、不登校の子ども、総合型地域スポーツクラブの子ども、こども文化センターの子ども、電話相談窓口の担当者について、委員が出向いての対話を行った。併せて、同年9月には、子どもの参加や教育等に関わる施策（事業）の所管部署との対話を実施した。この「対話」は、従来、権利委員会が実施している手法で、いわゆるヒアリング調査や意見聴取と異なり、相互に建設的に意見交換をして子どもの権利の実態・意識、さらには子ども施策の成果や課題について共通認識を持ち、これを深めるものとして実施している。

また、令和3（2021）年は条例が施行されてから20年という節目の年であることから、条例が子どもの実生活とどのような関わりを有し、子どものためにどう生かされているのか、おとながどのように子どもと関わっているかについて検証を行った。

こうした活動を行いながら、諮問について検証し、提言に向けて審議した。